

## 今月の特集

1. 障害者の法定雇用率が引き上げへ
2. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し
3. 「雇用促進税制」廃止へ

### 1. 障害者の法定雇用率が引き上げへ

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務(障害者雇用率制度)があります。

このたび厚生労働省からの発表で平成30年4月1日より障害者の法定雇用率が引き上げとなります。

#### 法定雇用率の変更

- ・民間企業：現行 2.0%⇒改正後 2.2%
- ・国・地方公共団体等：現行 2.3%⇒改正後 2.5%
- ・教育委員会：現行 2.2%⇒改正後 2.4%

また、平成33年4月までには更に0.1%の引き上げが決まっており、引き上げ時期については平成30年4月から3年以内となっています。

※具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。



今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者雇用率制度の対象となる民間企業の事業主の範囲も変更となります。

現行：従業員 50 人以上

変更後：45.5 人以上

※雇用率 0.1%引き上げ後は 43.5 人以上

該当となる事業主には以下の義務があります。

- ①毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告
- ②障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用促進者」を選任するよう努める

(厚生労働省リーフレットより引用)

### 2. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されました。

この改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

※本年(平成29年)分の所得税については従来どおり

#### 改正の概要

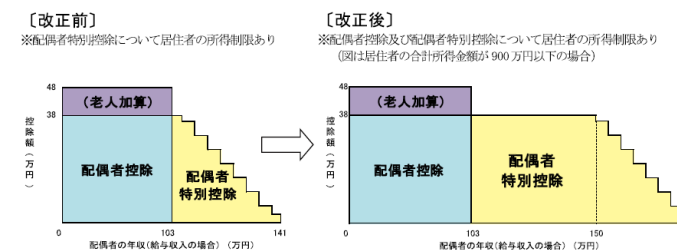
(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

①給与所得者の合計所得金額が1,000万円(給与所得だけの場合の給与等の収入金額が1,220万円)を超える場合には、配偶者控除の適用が受けられなくなりました。

※改正前は給与所得者の合計所得金額の制限無

②対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

※改正前は38万円超76万円未満



(2) 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法の変更  
扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更等

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められたことから、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を希望する給与所得者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければならないこととされました。

また、上記(1)①及び②の改正に伴い、以下の申告書についても記載事項の見直しが行われました。

- ①給与所得者の扶養控除等申告書
- ②公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ③従たる給与についての扶養控除等申告書

《平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書》(「源泉控除対象配偶者」欄)への記載要否

	給与所得者の合計所得金額(見積額) (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)	給与所得者本人の合計所得金額(見積額) (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者控除等申告書の記載要否	38万円以下 (103万円以下)	記載要否 (○)	×	×	×
	控除額 (老人控除)	38万円 (48万円)	26万円 (32万円)	13万円 (16万円)	0円 (0円)
配偶者特別控除の記載要否	38万円超 85万円以下	×	×	×	×
	控除額	38万円	26万円	13万円	0円
配偶者特別控除の記載要否	85万円超 123万円以下	×	×	×	×
	控除額	36万円～ 3万円	24万円～ 2万円	12万円～ 1万円	0円

(国税庁 HP より引用・抜粋)

<https://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/pdf/03.pdf>

### 3. 「雇用促進税制」廃止へ

自民、公明両党の税制調査会は12月6日に開いた会合で、新規に従業員を雇用した企業の法人税を減税する特例措置「雇用促進税制」を廃止する方針で一致しました。雇用情勢の改善で必要性が薄れたのが理由で、税優遇措置の重点を賃上げや設備投資

の拡大などに移すとのことです。

雇用促進税制は、従業員を一定以上増やした企業に対し、新規雇用した従業員1人当たり40万円を税額控除して法人税負担を軽くする仕組みで、企業の雇用拡大を促すため、平成23年に導入されましたが、制度導入時に0.65倍だった有効求人倍率は、今年10月には1.55倍と大幅に改善されました。多くの業種で人手不足が深刻化しつつあり、政府・与党は税制で雇用拡大を後押しする必要性が薄れたと判断しました。

政府・与党は平成30年度税制改正で、賃上げした企業の法人税負担を軽くする所得拡大促進税制の拡充や、生産性の高い設備投資をした企業を税優遇する措置の拡充を盛り込む方針です。安倍晋三首相が目指す3%程度の賃上げや、「生産性革命」の実現を税制面から後押しします。

(毎日新聞電子記事より)



【発行元】SATO 社会保険労務士法人

札幌オフィス

〒060-0906

北海道札幌市東区北6条2-3-1

TEL : (011) 351-3010